

委託業務仕様書

1 委託業務の目的

当町では岐阜関ヶ原古戦場記念館 を核に史跡周遊を推進してきた結果、一定の誘客効果が見られる一方、決戦地や石田三成陣地を含む史跡等における更なる滞在・周遊促進が課題となっている。

本事業では、この課題解決に向けて令和6年度に策定した笹尾山周辺整備基本計画に基づき、将来の全面供用開始を見据え、誘客促進のための屋外でのソフト事業等を実施することで、明らかとなった課題や改善点を整理し、今後の整備内容へ反映することを目的とする。

2 委託業務名

笹尾山周辺整備に向けた誘客促進事業委託業務

3 委託業務期間

契約締結日～令和9年2月12日（金）

4 委託業務内容

- ・ 笹尾山周辺整備基本計画（関ヶ原町HP掲載）を踏まえ、整備後に想定される屋外ソフト事業や誘客促進事業を実施すること。
- ・ 本業務においては、JR関ヶ原駅または岐阜関ヶ原古戦場記念館と笹尾山周辺を結ぶ二次交通実証実験を必須事業として実施すること。なお、実施内容、運行形態、実施日等については、町と協議のうえ決定するものとする。
- ・ そのほか、笹尾山をバックにした野外講演会、抜刀・弓矢・乗馬などの体験イベント、写生・写真コンテスト等が考えられるが、これらは一例であり、笹尾山周辺整備基本計画の趣旨を踏まえたうえで、受託者の企画提案によるものであれば、事業の種類は問わない。
- ・ 委託業務期間内において、二次交通実証実験を含む異なる内容の事業を3事業以上実施することとし、実施日は異なる3日以上とする。なお、日程については関ヶ原町と協議のうえ決定すること。
- ・ 委託費の中に事業実施に必要な広報媒体に係る費用は全て含むこと。
- ・ メディアへの取材依頼や、Web等（関ヶ原観光ガイドHP、X、Facebook、Instagram）での告知については、町や観光協会と連携し、積極的なPRを行うこと。
- ・ 各事業実施時には参加者アンケートを取ったうえで、事業完了時に、実施事業の効果検証として、実施内容及び参加者数、来訪者動線、滞在状況等の分析のほか、笹尾山周辺整備に向けた課題及び今後の実施設計・管理運営への提案を含んだ実績報告書を提出すること。

5 委託上限額

3,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務実施体制等

（1）業務実施責任者

- ① 本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、調査研究等のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全か

つ円滑に実施できるように管理すること。

- ③ 業務実施責任者は、町との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ④ 経費、業務内容など町から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑤ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑥ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を町に通知すること。

7 業務実施状況の報告

受託者は、実施計画等の作成時に町へ報告及び協議すること。

8 業務完了後の提出書類

本業務完了後、7日以内に以下の書類を提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 委託業務完了届

9 支払い条件等

- (1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払いを請求することができる。
- (3) 本業務を実施するうえで必要な機器や物品等の備品購入は認められないものとする。原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、町と協議のうえその一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を履行するうえで、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 著作権等に関すること

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

11 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、関ヶ原町の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、関ヶ原町や関係団体と十分協議したうえで行うこと。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、町から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 町は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第 1 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、町又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第 2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に町に譲渡する。

2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に町に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 原画
- 三 写真
- 四 地図
- 五 イラスト

3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真、地図、イラストその他の素材（以下「成果物等」という。）の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第 3 受託者は、町に対し、成果物等が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 町は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第 4 受託者は、町に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

第 5 受託者は、町に対し、成果物等の電子データ（JPEG 形式または Adobe Illustrator 形式及び PDF 形式）を当該成果物等の引き渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第 1 項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に町に移転する。